



1. 特集：インボイス制度開始と海外ビジネスについて

令和5年10月より、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という）が開始されます。

本稿では、海外との取引を行っている企業において、「インボイス制度」が導入されることで注意しておくべき点について説明します。

(1) インボイス制度概要

海外との取引がある企業にとっては貿易実務上の書類の1つとして「インボイス (INVOICE)」を目にする機会が多いため、「インボイス」という言葉にはなじみが深いと思われます。

「インボイス制度」における「インボイス」は、「適格請求書」のことで、これは売手が買手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額等を伝えるもので、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータ（電子データを含む）のことで、

企業が納付（または還付）する消費税額は、次のように計算されます。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

(出所) 国税庁

企業や個人事業主が買手の場合、「仕入税額控除」にあたっては、課税仕入れ等に係る消費税額の疎明として「適格請求書」を保存しておく必要があります。また、売手の場合、令和5年10月以降、「適格請求書」は、原則として税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限って発行ができます。

(2) インボイス制度開始により注意すべき取引例

海外との取引を行っている企業においては、「インボイス制度」開始に伴い、留意すべき点があります。

イ. 輸入取引

海外事業者から商品等を輸入する場合、輸入者（輸入申告を行う者）は、税関に消費税（輸入消費税）を納付する必要があります。この際、「インボイス制度」導入後も、国外事業者に「適格請求書」の発行は求められず、輸入許可書があれば「仕入税額控除」の対象となります。

近年、インターネット等を通じて国外事業者にデータ加工の外注等を依頼する企業が増えています。このような取引は国内取引に該当しますが、他の資産の譲渡等

に付随してインターネット等が利用されているものなので、「電気通信利用役務の提供」には該当せず、消費税は非課税です。

一方、国外事業者が広く消費者を対象に提供している電子書籍・音楽・映像の配信等の提供を受けた場合には、「消費者向け電気通信利用役務の提供」に該当し消費税が課税されます。現状、この国外事業者が国税庁の登録国外事業者名簿に登録されていれば、「仕入れ税額控除」の対象となりますが、「インボイス制度」導入に伴い、国内の事業者間で行われる課税仕入れと同様に取り扱われ、役務の提供を受ける事業者は、国外事業者が発行する「適格請求書」を保存しておく必要があります。

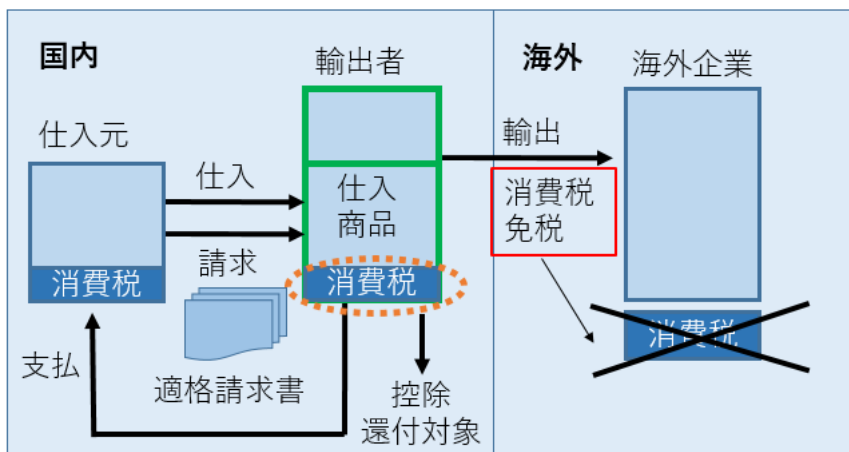
(参考：国税庁「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/cross/01.htm>)

ロ. 輸出取引

課税事業者が国内から輸出として行う資産の譲渡については、消費税は免税されます。輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要です。輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存する必要があります。また、課税事業者が日本国内で仕入れた商品を輸出する場合、輸出取引に対応する課税仕入れを「仕入税額控除」の対象とすることができます。その場合、国内の仕入先から「適格請求書」を受領し保存しておくことが必要です。

輸出取引が多い企業によっては、消費税額の還付金額が大きくなる場合があります。その場合、資金繰りに影響するため、税務署に申告することで課税期間を決算期間の1年から、3か月、1か月へと変更することが可能です。



(3) 海外取引に関する留意点について

「インボイス制度」導入による大幅な手続き変更等はありませんが、海外企業との取引形態の多様化により、注意が必要な点もあります。疑問が生じた際には、専門家へ相談するようにしてください。

信金中金では、海外ビジネスに関連した相談を幅広く受け付けています。ご相談事項がありましたら、お近くの信用金庫までお問い合わせください。

2. 最近寄せられた相談事例

Q

マレーシアにある企業より輸出する製品については、マレーシアのハラール認証を取って欲しいと依頼されました。どのようなものなのか教えてください。

A

1. マレーシアへのハラール認証食品の輸出について

原則として、輸出するものについては、マレーシア・イスラム開発局（JAKIM）によるハラール認証が必要です。（認証マークは図表参照）

また、JAKIM が認定した外国の認証機関もハラール認証を出すことができます。ハラール認証を受ける場合にはこれら認証機関による製造現場の査察などの審査を受ける必要があります（有料）。

輸出にあたっては、通常求められる輸出書類以外に、認証を受けたことを示すシールを製品・商品に貼付します。

JAKIM 認定の外国認証機関（日本含む）：

https://www.halal.gov.my/v4/ckfinder/userfiles/files/cb2/CB_LIST_FEBRUARY_5TH_2020.pdf（Halal Malaysia WEB）

図表



2. マレーシアにおけるハラールについて

マレーシア政府は、ハラールについて次のような見解を出しています。

- ① イスラム教徒にとってハラールではない動物由来の商品や動物の部位を含まない物。又、イスラム法やファトワ（法解釈）に準じない方法でと殺された動物由来の商品ではない物
- ② 原材料にイスラム法上 **najis（ナジス：不浄）とみなされるものを一切含まない**
- ③ 安全であり、酩酊させるものでなく、健康を害さない物
- ④ イスラム法やファトワでナジスと見なされる物で汚染された用具や機器を使用して製造や加工、或いは準備されたものではない
- ⑤ 食品や使用されている原材料がイスラム法やファトワが禁じる人の内臓器官や人から派生する物が一切含まれないこと
- ⑥ 商品の準備、加工、パッケージング、保管、運送の過程において、前述の①-⑤やイスラム法とファトワで不浄と布告された物とは 物理的に隔離する

（出所）TRADE DESCRIPTION (DEFINITION OF 'HALAL') ORDER 2011

一般的に、イスラム教徒は「豚やアルコール」を口に入れてはいけないということが知られています。マレーシアでは主な「najis」を次のように規定しています。

- 豚や豚から派生した物、血液、腐肉など、認められていない物や動物
- イスラム法に基づいて屠殺されなかった動物や腐肉
- アルコールなど人を酩酊させるものや、食品や飲料でそれらが含まれるもの

Q 将来的に消費市場の拡大が見込まれるベトナム・インドネシアで、一般消費者向けに日本の加工食品を販売する現地法人（専門的な小売業）を設立したいと考えています。両国における規制について、どのようなものがあるか教えてください。

A **1. ベトナムにおける規制**

ベトナムでは、投資法において、外資による投資禁止および経営禁止分野と条件付き経営投資分野が明記されていますが、小売業の記載はありません。

ただし、小売業の設立にあたっては、次の通り、いくつか留意する点があります。

(1) 投資登録証明書（IRC）・企業登記証明書（ERC）の取得

外資が現地法人を設立する際には、投資プロジェクト登録後に投資登録証明書（IRC）を取得する必要があります。小売業については、投資証明書に明記された品目しか取り扱うことができません。また、食品を取り扱う場合、企業登記証明書（ERC）に食品を扱う旨が記載されている必要があります。

(2) 営業許可証・小売設立許可証の取得

政令によると営業許可証・小売設立許可証の取得が必要となり、商工省の承認事項となります。2店舗目以上、開設する場合には、伝統的な小売店への影響、交通・環境衛生・消防への影響等エコノミック・ニーズ・テスト（ENT）の結果に基づき許可書が発行されます。

2. インドネシアにおける規制

インドネシアでは、事業分野が KBLI（インドネシア標準産業分類）というコード番号で分類され、外資企業が投資可能な事業が規定されています。

外資企業においては、最低投資額 100 億ルピアが求められるほか、ミニマーケット等の小売業については、中小・零細事業者、協同組合のために留保される業種に該当し、外資企業による投資が禁止されています。

以上は法令にもとづくものですが、現地実務については専門家へ確認することを推奨します。

以上の内容ほか、海外ビジネスに関連した相談を幅広く受け付けています。ご相談事項がありましたら、お近くの信用金庫までお問い合わせください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。